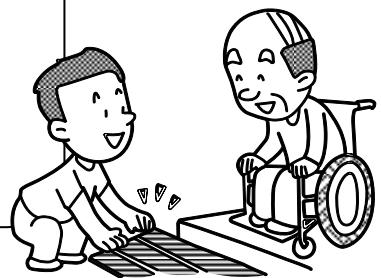


なごや福祉用具プラザ

高齢者住宅改修訪問相談のご案内



- 高齢になり、階段に手すりを付けたい
- 最近、ちょっとした段差につまずくように…
- トイレ・浴室に手すりがあれば…
- トイレを和式から洋式に替えたい
- もうすぐ退院するが、それまでに住宅改修したい
- 介護保険を使って住宅改修したいが
どうやっていいかわからない
などの相談が増えています



なごや福祉用具プラザでは

介護保険を利用して住宅改修をご検討の方の

ご自宅へ訪問し、実際の住まいの様子や身体状況を確認しながら 改修のアドバイス
をする訪問相談を行っています。お気軽にご相談ください。

■相談に費用はかかりません。

■施工業者はご本人・ご家族でお決めください。

■ケアマネジャーがいる方はケアマネジャーにご相談の上、お申し込みください。

介護保険で住宅改修をするためには・・・

●65歳以上で要介護・要支援認定を受けていることが必要です。

(40歳以上65歳未満の方も対象となる場合があります。ご相談ください。)

●要支援1・2および要介護1～5に該当する方が対象となります。

●要介護・要支援認定を受けていない方はお住まいの区の区役所福祉課に申請ください。

●工事着工前に、区役所福祉課へ工事の内容を申請し、許可が必要です。

●住宅改修費の支給を受けるには、ケアマネジャー等が書く『理由書』が必要です。

●ケアマネジャーのいない方は、なごや福祉用具プラザへその旨お伝えください。

『住宅改修が必要な理由書』の作成にも対応しています。

●病院に入院中や施設に入所中の方は原則として住宅改修費の支給が受けられません。

退院や退所が決まっていて住宅改修の必要がある方は、区役所福祉課または支所区民
福祉課に相談が必要です。

なごや福祉用具プラザ 住宅訪問相談担当

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1 御器所ステーションビル3階

Tel: 052-851-0051 Fax: 851-0056 営業時間/AM10:00～PM6:00

休業日は月曜日・祝日・年末年始（月曜日が祝日の場合は翌日も休み）